

報告第10号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例
第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

選挙長	1回 10,800円
選挙立会人	同 8,900円
開票管理者	同 10,800円
開票立会人	同 8,900円
投票管理者	同 12,800円
投票立会人	同 10,900円
期日前投票所の投票管理者	同 11,300円
期日前投票所の投票立会人	同 9,600円

を

選挙長	1回 12,200円
選挙立会人	同 10,100円
開票管理者	同 12,200円
開票立会人	同 10,100円
投票管理者	同 14,500円
投票立会人	同 12,400円
期日前投票所の投票管理者	同 12,800円
期日前投票所の投票立会人	同 10,900円

に

改める。